

久留米市有料老人ホーム届出に係る事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第29条第1項から第3項までの規定による有料老人ホームの届出に係る事務について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 有料老人ホーム 法第29条第1項に規定する施設（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の登録を受けているものを除く。）
- (2) 設置予定者 久留米市内に有料老人ホームを設置しようとする者
- (3) 設置者 久留米市内に有料老人ホームを設置・運営している者
- (4) 指導指針 久留米市有料老人ホーム設置運営指導指針

(事前協議)

第3条 設置予定者は、指導指針を踏まえて、あらかじめ、有料老人ホーム設置計画事前協議書（第1号様式）（以下「事前協議書」という。）に別表1に定める書類を添付して市長に提出し、事前協議を行うものとする。

- 2 市長は、事前協議を完了したときは、事前協議を行った者に対し、有料老人ホーム設置計画事前協議完了済書（第2号様式）を交付するものとする。
- 3 設置予定者は、第1項の規定による事前協議書を提出した後に計画を取り止めるときは、有料老人ホーム設置計画事前協議取下書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

(設置の届出)

第4条 設置予定者は、建築確認後速やかに、法第29条第1項の規定により、久留米市老人福祉法施行細則（平成20年久留米市規則第16号。以下「細則」という。）第33条第1項に規定する有料老人ホーム設置届に別表2に定める書類を添付して、市長に届け出るものとする。

- 2 設置予定者は、前項の届出後でなければ入居の募集を開始してはならない。
- 3 設置予定者は、事業開始日までに別表3に定める書類を市長に提出するものとする。

(届出の受理)

第5条 市長は、有料老人ホーム設置届を受理したときは、届出を行った者に対し、有料老人ホーム設置届受理書（様式第4号）を交付するものとする。この場合において、有料老人ホーム設置届の内容が指導指針に適合していないと認めるときは、意見を付して交付するものとする。

(現地確認)

第6条 市長は、有料老人ホーム設置届受理書を交付したときは、当該施設の開設日以前に当該施設の現地確認を行うものとする。

(変更の届出)

第7条 設置者は、法第29条第1項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、変更の日から1月以内に、細則第33条第2項に規定する有料老人ホーム事業変更届に別表4に定める書類等を添付して、その旨を市長に届け出るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、施設の住所、入居定員及び居室数又は建物の規模及び構造並びに設備の概要の変更にあつては、あらかじめ、設置者は市長と事前協議を行うものとする。

(廃止・休止の届出)

第8条 設置者は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、細則第33条第2項に規定する有料老人ホーム廃止・休止届に運営懇談会の議事録等入居者全員に説明したことがわかる書類等を添付して、その旨を市長に届け出るものとする。

(再開の届出)

第9条 前条の規定に基づき事業休止の届出を行った者は、その事業を再開しようとする場合は、再開の日の1月前までに、細則第33条第1項に規定する有料老人ホーム設置届に別表1及び別表2に定める書類を添付して、市長に届け出るものとする。

2 第5条及び第6条の規定は、前項の規定による再開の届出について準用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

有料老人ホーム設置計画事前協議書添付書類一覧

	資料名	備考
1	直近の事業年度の決算書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原本証明を行うこと ・ 新設法人で決算書がない場合は不要 ・ 直近年度の決算が赤字の場合は、過去3年度分の決算書及び欠損の理由書を添付すること
2	市場調査等による入所者の見込みに関する資料	
3	長期の収支見込み（30年分）	・ 併設施設がある場合、有料老人ホームのみの収支とすること
4	利用料等に関する資料	・ 家賃、食費、管理費等の月額利用料及び前払金について、その額と算定根拠を明示すること
5	事業開始に必要な資金の額及びその調達計画	・ 併設施設がある場合、有料老人ホームのみの資金計画とすること
6	建築工事見積書の写し	・ 原本証明を行うこと
7	平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居室の内法面積、廊下幅等を記載すること ・ 同一建物内に有料老人ホーム以外の用途で使用する区画がある場合は、マーカー等で境界を明示すること
8	付近見取り図	
9	敷地の不動産登記簿謄本	<ul style="list-style-type: none"> ・ 写しの場合は、原本証明を行うこと ・ 届出日前3ヶ月以内に発行されたもの
10	敷地・建物の賃貸借契約書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原本証明を行うこと ・ 事業者が自ら所有する場合は不要 ・ 契約前の場合は予約契約書又は覚書等を添付すること

別表2（第4条関係）

有料老人ホーム設置届添付書類一覧

	資料名	備考
1	設置者の定款の写し	・ 原本証明を行うこと
2	施設の運営方針	
3	施設管理者の履歴書等	・ 資格保有者の場合は、資格証明書を添付すること
4	重要事項説明書	
5	入居契約書雛型	
6	運営管理規程	
7	協力医療機関との協定書の写し	・ 原本証明を行うこと
8	建築基準法第6条第1項の規程による確認済証の写し	・ 原本証明を行うこと
9	その他参考資料 （前払金の保全措置が義務づけられた施設は保全措置を講じたことを証する書類）	

別表3（第4条関係）

事業開始日までに提出する書類

	資料名	備考
1	消防用設備等検査済証の写し	・原本証明を行うこと

別表4（第7条関係）

有料老人ホーム事業変更届添付書類一覧

具体的な変更項目	添付書類
施設の名称	重要事項説明書 入居契約書雛形 運営管理規程
施設の住所 ※事前協議が必要です	別表1に掲げる書類（資料4を除く） 重要事項説明書 入居契約書雛形 建築基準法第6条第1項の規程による確認済証の写し
設置者の名称及び所在地 設置者の代表者の氏名	定款等の写し 重要事項説明書 入居契約書雛形 法人登記簿謄本
条例、定款、その他基本約款	定款等の写し 法人の意思決定過程がわかるもの（役員会の議事録等）
施設の管理者の氏名及び住所	施設管理者の履歴書 （資格保有者の場合は資格証明書を添付） 重要事項説明書
入居定員及び居室数 ※事前に協議が必要です	別表1に掲げる書類（資料2・4・8～10を除く） （建築工事が伴う場合のみ） 重要事項説明書 入居契約書雛形 運営管理規程
建物の規模及び構造並びに設備の概要 ※事前に協議が必要です	別表1に掲げる書類（資料2・4・8～10を除く） 重要事項説明書
法第29条第7項に規定する前払金、 利用料その他の入居者の費用負担の額	重要事項説明書 入居契約書雛形 入居者の承諾を得たことがわかる記録の写し （例：運営懇談会の議事録等）（入居者に影響が生じた場合のみ） 運営管理規程 長期の収支見込（30年分）（変更を生じた場合のみ）
医療施設との連携の内容	重要事項説明書 協力医療機関との協定書の写し 運営管理規程（変更を生じた場合のみ）

※変更の内容により、上記以外の書類の提出を求める場合があります。

※決算書、建築工事見積書の写し、敷地の不動産登記簿謄本、敷地・建物の賃貸借契約書の写し、定款、協力医療機関との協定書、法人登記簿謄本、入居者の承諾を得たことがわかる記録の写しを提出する場合は、原本証明を行ってください。

※電話番号・FAX番号・メールアドレスを変更する場合、変更届の提出は不要ですが、必ず久留米市健康福祉部長寿支援課までご連絡ください。

有料老人ホーム設置計画事前協議書

久留米市長 宛て

所在地
 法人名称
 代表者氏名

印

関係書類を添えて、有料老人ホーム設置計画事前協議書を提出します。

設置予定者	(ふりがな) 法人名称		
	(ふりがな) 代表者氏名	(職名)	(氏名)
	主たる事務所の 所在地	〒	
施設名			
設置 予定地	〒		
建物の構造	造 建て (耐火・準耐火・その他)		
工事種別	新築 ・ 改築	定員及び居室数	人 (室)
竣工予定年月日		開設予定年月日	
併設 事業所	通所介護 ・ 訪問介護 ・ 訪問看護 ・ 小規模多機能型居宅介護 居宅介護支援事業所 ・ その他 ()		
土地・建物 の状況	土地	自己所有・賃貸 (契約期間: 年 月 日～ 年 月 日)	
	建物	自己所有・賃貸 (契約期間: 年 月 日～ 年 月 日)	
連絡先	電話	(事業所)	(携帯)
	FAX		
	E-mail		
	担当者		

第 号
年 月 日

様

久留米市長

有料老人ホーム設置計画事前協議完了済書

次の有料老人ホーム設置計画については、事前協議が完了しましたので、通知します。

記

- 1 施設の名称
- 2 設置予定地
- 3 施設の類型
- 4 設置者の名称及び所在地

第3号様式（第3条関係）

年 月 日

有料老人ホーム設置計画事前協議取下書

久留米市長 宛て

所在地

法人名称

代表者名

印

年 月 日に行った有料老人ホーム設置計画の事前協議につきましては、

のため取り下げます。

第 号
年 月 日

様

久留米市長

有料老人ホーム設置届受理書

老人福祉法第29条第1項の規定に基づき 年 月 日付で提出された有料老人ホームの設置に係る届出については、下記のとおり受理いたしました。

記

- 1 施設の名称
- 2 設置予定地
- 3 施設の類型
- 4 設置者の名称及び所在地
- 5 入居定員及び居室数
- 6 事業開始予定年月日
- 7 特記事項